

射水市宿泊施設立地促進助成金交付要綱

平成30年3月27日

告示第60号

平成30年6月1日

告示第158号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において、新たに宿泊施設を設置して事業を行う者に対し助成金を交付することにより、観光、ビジネス等で本市を訪れる者の宿泊施設を確保することで、まちの賑わいの創出及び都市機能の充実に図り、もって市内経済の活性化を推進するため、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号)第17条の規定に基づき、射水市宿泊施設立地促進助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設及びその同一敷地内の付属施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する施設又は宗教活動若しくは政治活動を目的とする事業を行う施設を除く。
- (2) 宿泊施設事業者 宿泊施設を営み、又は第三者に営ませる者で、建物及び償却資産を有する者をいう。
- (3) 指定区域 旧射水市役所新湊庁舎跡地又はあいの風とやま鉄道小杉駅を含む近隣商業地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号及び第9条第8項に規定する近隣商業地域をいう。)及び隣接する商業地域(同法第8条第1項第1号及び第9条第9項に規定する商業地域をいう。)並びに海王町、海竜町及び海竜新町をいう。
- (4) 設備投資額 宿泊施設を整備するために必要な固定資産(地方税法(昭

和 25 年法律第 226 号) 第 341 条第 1 項第 1 号に規定する家屋及び償却資産をいう。)の取得価格(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の合計額をいう。ただし、国、地方公共団体その他公共機関からの助成又は補償を受けて取得したものを除く。

- (5) 固定資産税相当額 前号に規定する固定資産に係る固定資産課税台帳に登録された施設等の課税標準額に 1,000 分の 15 を乗じて得た額をいう。

(交付対象事業及び交付対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 指定区域内において、80 室以上の客室並びに客の応接及び宿泊名簿の記入の用に供されるフロントを備えた宿泊施設を新たに建築し、15 年以上継続して営業するもの
- (2) その他市長が必要と認める事業

2 助成金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、前項に規定する事業を行う宿泊施設事業者であって、地域環境との調和及び安全の確保に十分配慮し、市街地の活性化、商業・観光振興、災害対策等に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

3 交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としない。

- (1) 風営法第 2 条第 5 項に規定する事業を営むとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者に該当するとき。
- (3) 宿泊施設の建設に当たり必要な法令等に定めのある手続を経ていないとき。
- (4) 公の秩序、善良な風俗又は青少年の健全な育成に反するおそれのある宿泊施設に該当するとき。
- (5) 市税を滞納しているとき。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げるとおりとす

る。

- (1) 交付対象事業の設備投資額に係る助成金(以下「建築助成金」という。)の額は、設備投資額に100分の20を乗じて得た額以内とし、1億円を上限とする。
 - (2) 交付対象事業の固定資産税相当額に係る助成金(以下「経営安定助成金」という。)の額及び期間は、交付対象事業に係る宿泊施設の営業開始日以降、最初に課税された年度から起算して10年度分を対象とし、当該宿泊施設の各年度における固定資産税相当額の合計額を上限とする。
- 2 経営安定助成金の交付対象となる宿泊施設の建物のうち、射水市市税条例(平成17年射水市条例第78号)第62条の2に規定する不均一課税による固定資産税の税率の適用を受けるものは、その適用後の固定資産税額を固定資産税相当額とする。
- 3 助成金の算定において1万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額をもって助成金の額とする。
- 4 助成金の交付は、1交付対象者につき、1宿泊施設とする。

(交付対象事業の指定の申請)

第5条 前条の規定による助成金の交付対象事業の指定を受けようとする交付対象者は、射水市宿泊施設立地促進助成金交付対象事業指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 経費及び積算の内容を確認できる書類(見積書の写し等)
- (3) 宿泊施設の設計図及び宿泊施設の位置を示す図面
- (4) 土地の所有者を特定できる書類(不動産登記事項証明書、賃貸借契約書の写し等)
- (5) 法人登記事項証明書又は住民票(個人事業主の場合に限る。)
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認済証の写し
- (7) 誓約書(様式第3号)
- (8) 法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書又は市税完納証明書
- (9) 直近3年分の決算報告書
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書及び第1号から第10号までに掲げる添付書類の提出期限は、原則として当該宿泊施設の工事に着手する日の30日前までとする。
(交付対象事業の指定)

第6条 市長は、前条に規定する申請についてその内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し射水市宿泊施設立地促進助成金交付対象事業指定通知書(様式第4号)により助成金交付対象事業の指定を行うものとする。この場合において、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付対象事業の営業開始の届出)

第7条 交付対象事業の指定を受けた者(以下「交付指定者」という。)は、指定を受けた交付対象事業について、営業を開始したときは、遅滞なく営業開始届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付対象事業の変更の届出)

第8条 交付指定者は、指定を受けた交付対象事業について、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業変更届出書(様式第6号)に必要な書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業の内容を著しく変更した場合
- (2) 第5条第1項の規定により提出した申請書の申請者に変更を生じた場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

(交付対象事業の休止又は廃止の届出)

第9条 交付指定者は、指定を受けた交付対象事業を休止し、又は廃止した場合は、遅滞なく事業(休止・廃止)届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付対象事業の指定の承継の申請)

第10条 交付対象事業の指定の承継を受けようとする者は、当該交付対象事業について、射水市宿泊施設立地促進助成金交付対象事業指定承継申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付対象事業の指定の承継の承認)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、申請者に対し射水市宿泊施設立地促進助成金交付対象事業指定承継承認書(様式第9号)により助成金交付対象事業の指定の承継につい

て承認を行うものとする。

(助成金交付の申請)

第12条 建築助成金の交付を受けようとする交付指定者は、営業開始後速やかに射水市宿泊施設立地促進助成金交付申請書(建築助成金)(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第11号)
- (2) 最新の決算報告書
- (3) 経費及び積算の内容を確認できる書類(請求明細書の写し等)
- (4) 宿泊施設の建設に係る代金の支払が確認できる書類(領収書の写し等)
- (5) 宿泊施設の建物の所有者を特定できる書類(不動産登記事項証明書等)
- (6) 宿泊施設の工事完了写真
- (7) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (8) 法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書又は市税完納証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 経営安定助成金の交付を受けようとする交付指定者は、原則として第4条第1項第2号の規定による助成対象年度の翌年度の8月末日までに、毎年度射水市宿泊施設立地促進助成金交付申請書(経営安定助成金)(様式第12号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 最新の決算報告書
- (2) 宿泊施設に係る固定資産税納税通知書の写し
- (3) 宿泊施設に係る固定資産課税台帳登録証明書及び当該固定資産課税台帳の写し
- (4) 法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書又は市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金交付の決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、射水市宿泊施設立地促進助成金交付決定通知書(様式第13号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 助成金の交付を受けようとする交付指定者は、前項の助成金交付の決定を受けたときは、射水市宿泊施設立地促進助成金請求書(様式第14号)を速やか

に市長に提出しなければならない。

3 建築助成金は、3年を限度として均等分割で交付することができる。

(交付対象事業の指定の取消し等)

第14条 市長は、交付指定者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、射水市宿泊施設立地促進助成金交付指定取消し等通知書(様式第15号)により、その指定を取り消し、助成金の交付を停止し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の交付を受けた日から起算して、180日以内に当該宿泊施設の建築工事に着手しなかったとき。
- (2) 建築助成金にあつては宿泊施設の営業開始日から起算して10年を経過する日までに、経営安定助成金にあつては宿泊施設の営業開始日から起算して15年を経過する日までに、交付決定の対象となった交付対象事業の休止、廃止、縮小及び申請を行った事項に著しい変更があつたとき。
- (3) 交付決定の対象となった事業所をその事業以外の用途に供したとき。
- (4) 市税、使用料その他公課を滞納したとき。
- (5) 交付対象事業の営業に際し、重大な法令違反等があつたことが明らかになつたとき。
- (6) 営業継続報告書の提出を怠つたとき。
- (7) その他市長が助成措置を講ずること又は講じたことが不適當であると認められたとき。

2 前項の規定による助成金の返還額は、次に掲げるとおりとする。ただし、特別に配慮する必要があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 建築助成金は、営業開始日から起算して5年を経過する日までにあつては交付額の全額を、5年を超え10年を経過する日までにあつては交付額の半額を返還しなければならない。
- (2) 経営安定助成金は、営業開始日から起算して10年を経過する日までにあつては交付額の全額を、10年を超え15年を経過する日までにあつては交付額の半額を返還しなければならない。

(営業継続報告書の提出)

第15条 助成金の交付を受けた交付指定者は、交付対象事業について、営業を開始した日の属する年度の翌年度以降、15年を経過するまでの間、営業継

続報告書(様式第16号)に必要な書類を添えて、毎年8月末日までに市長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までに第6条の指定を受けた者については、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この告示は、平成30年6月1日から施行する。